

定 款

TCB-14 株式会社

令和 7 年 6 月 27 日作成

令和 7 年 8 月 5 日変更

TCB-14 株式会社 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条

当会社は、TCB-14 株式会社と称し、英語では TCB-14 Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 株式保有による事業会社の事業活動の支配管理
- (2) 前号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条

当会社は、株主総会及び取締役を置く。

(公告方法)

第5条

当会社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、20,000,000,000 株とする。

(株券の不発行)

第7条

当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条

1 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。但し、当会社の株式につき設定された担保権の実行（法定の手続によるものほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、当該担保権の担保権者若しくはその子会社若しくは関連会社又は当該担保権者の指定する第三者に対する譲渡による当該株式の取得については、当会社の承認があつたものとみなす。

2 前項の承認機関は、株主総会とする。

(相続人等に対する売渡し請求)

第 9 条

当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の取扱い等)

第 10 条

株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定によって定める。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 11 条

定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条

定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

(招集権者)

第 13 条

1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定に基づき代表取締役が招集する。

2 代表取締役が前項の任務を行うことができない場合、又は行おうとしない場合には、

予め取締役の過半数の決定をもって定めた順序により他の取締役が株主総会を招集する。

(招集通知)

第 14 条

株主総会の招集通知は、議決権を行使することができる各株主に対し、会日の 1 週間前までに発する。但し、当該株主総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、又は通知期間を短縮して株主総会を開催することができる。

(議 長)

第 15 条

- 1 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。
- 2 代表取締役が前項の任務を行うことができない場合、又は行おうとしない場合には、議長は、株主総会で選任される。

(決議方法)

第 16 条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。当該株主又は代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 錄)

第 18 条

株主総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、当会社が保存する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第19条

当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任)

第20条

- 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条

- 1 取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条

- 1 取締役が1名である場合は、当該取締役を代表取締役とする。
- 2 取締役が2名以上である場合は、取締役の互選によって、代表取締役1名を選定する。

(取締役の報酬等)

第23条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第24条

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 25 条

当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 26 条

- 1 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として期末配当を行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 27 条

- 1 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。
- 2 未払の配当金には、利息をつけない。

第 6 章 附 則

(最初の事業年度)

第 28 条

当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から 2026 年 6 月 30 日までとする。